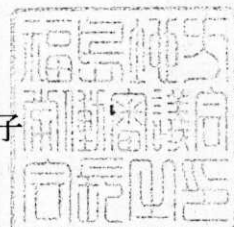


写

福島労審発第41号
令和2年6月26日

福島労働局長
岩瀬信也 殿

福島地方労働審議会
会長 藤野 美都子



福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス
製造業最低工賃の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年5月20日付け福島労発基0520第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので答申する。

別 紙

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者
福島県の区域内で電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 最低工賃額
別表のとおり
- 4 効力発生の日
令和2年9月1日

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃

別表

対象業務	内容	金額
コネクタ差し	電線の末端に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。	1端子につき32銭

(備考)コネクタとは接続子であり、コネクタ差しは、カップラー差し又はハウジング入れとも呼ばれ、これら全てを含むものである。